

山口市中心市街地省 CO2 設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の脱炭素先行地域づくり事業の一環として予算の範囲内で、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）

第29条第1項に規定する間接補助金を山口市中心市街地省 CO2 設備導入補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、国交付要綱に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 第3期山口市中心市街地活性化基本計画において、中心市街地の活性化に関する法律に基づく認定を受けた区域をいう。
- (2) 脱炭素先行地域づくり事業 国交付要綱第3条第2号に規定するものをいう。
- (3) 中小企業者 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合及び商工組合連合会を除く。）

ウ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人以下（ただし、小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人以下）のもの

(実施主体及び運営主体)

第3条 この補助金交付事業の実施主体は山口市とする。ただし、補助金交付事業の運営は、市長が認めた団体（以下「運営主体」という。）に委託するものとする。

(補助対象区域)

第4条 補助金の交付を受けることができる区域は、別図対象区域図で示す中心市街地とする。

(補助事業及び補助対象経費等)

第5条 補助金の対象事業及び補助対象経費等は別表1のとおりとする。

(補助対象者)

第6条 補助金の補助対象者は別表1に定めるものであって、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、別表1（2）又は（3）に該当する者については、第1号の要件を満たすことを要しないものとする。

- (1) 中小企業者で山口市商店街連合会に加盟する商店街組織に加入したもの。ただし、物件が所在する区域に商店街組織が存在しない場合は山口商工会議所の会員となった者。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- (5) 交付申請を行う補助対象経費について、山口市及び国、県、その他の団体から補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第7条 補助金額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た金額とし、補助限度額は、補助対象事業者あたり、300万円とする。

- 2 前項の規定により算出して得た額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件等)

第8条 補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (2) 各種法令等を遵守した設備であること。
- (3) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであって、中古設備でないこと。
- (4) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間(以下「法定耐用年数」という。)を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について国によるJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (5) 対象設備について、設置又は工事の施工をすること。
- (6) 整備する設備にかかる調査及び設計等のほか、当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含める。

(事前協議)

第9条 補助金の交付申請を行う予定の事業者(以下「事前届出者」という。)は、山口市中心市街地省CO2設備導入補助金事前届出書(様式第1号)に関係書類を添えて運営主体に提出し、交付対象事業について運営主体と事前協議を行うものとする。

- 2 前項の届出書に記載された補助金申請予定額が300万円を超える場合は、運営主体は審査会を開催し、審査会の意見を踏まえて事前届出者との事前協議を行うものとする。

(交付の申請)

第10条 前条に規定する事前協議を実施の上、補助金の交付を受けようとする事業者(以下「交付申請者」という。)は、運営主体が指定する日までに、山口市中心市街地

省 C02 設備導入補助金交付申請書（様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて運営主体に申請しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 設置前の写真
- (3) 定款及び登記事項証明書又はこれに代わるもの（個人事業者の場合は、開業届出書の写し及び住民票）
- (4) 市税の滞納のないことの証明書
- (5) 前号に掲げるもののほか、運営主体が必要と認める書類
（交付の決定）

第 1 1 条 運営主体は、交付申請者から前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、山口市中心市街地省 C02 設備導入補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、適当と認められない場合は、山口市中心市街地省 C02 設備導入補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

2 運営主体は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更等の承認申請）

第 1 2 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容の変更、中止若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは、山口市中心市街地省 C02 設備導入補助金変更・中止承認申請書（様式第 5 号）を運営主体に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更後の交付決定）

第 1 3 条 運営主体は、前条の規定により変更又は中止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、山口市中心市街地省 C02 設備導入補助金変更・中止承認決定書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（実績報告）

第 1 4 条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して 3 0 日以内又は補助事業が完了した日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、山口市中心市街地省 C02 設備導入補助金実績報告書（様式第 7 号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて運営主体に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 保証書、納品書又は出荷証明書等、新品の機器を設置したことが確認できる書類
- (3) 工事後の写真
- (4) 前号に掲げるもののほか、運営主体が必要と認める書類
（額の確定）

第 1 5 条 運営主体は、交付決定者から前条に定める実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業が、交付決定の内容及びこれに付した条件に基づき

適切に実施されたものと認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し山口市中心市街地省 C02 設備導入補助金交付決定通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。

- 2 確定する補助金の額は、第 11 条の規定による補助金交付決定額を上限とする。ただし、第 13 条の規定により変更後交付決定額を決定している場合は、当該金額を上限とする。

(補助金の請求)

第 16 条 交付決定者は、補助金の支払いを受けようとするときは、山口市中心市街地省 C02 設備導入補助金請求書(様式第 9 号)を運営主体に提出しなければならない。

- 2 運営主体は、前項の請求書を受け取ったときは、30 日以内に当該交付決定者に補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 17 条 運営主体は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (3) 補助金交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長又は運営主体が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

- 2 運営主体は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、山口市中心市街地省 C02 設備導入補助金交付決定取消通知書(様式第 10 号)により、当該事業者へ通知し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(取得財産の管理及び処分)

第 18 条 交付決定者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等の取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産については、法定耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けずに、取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。
- 3 交付決定者は交付決定日の属する事業年度の後 5 年間は、補助事業に係る費用の分かる書類等を保存しなければならない。

(報告及び調査)

第 19 条 運営主体は、補助事業の成果等、必要と認める事項について、交付決定者に

対し報告を求め、又は調査することができる。

2 運営主体は、事業の実施状況等について、市長に報告しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。